

横手市ペット霊園の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理等が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の健康で文化的な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ペット 飼育されている犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項の獣畜を除く。）をいう。

(2) ペット霊園 ペットの死骸を火葬し、若しくは埋葬し、焼骨を埋蔵し、又は収蔵する施設及びこれらの施設を併せて有するものをいう。

(設置の許可)

第3条 ペット霊園を設置し、管理し、及び運営しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ペット霊園の区域又は施設の変更又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可申請書を提出しなければならない。

(設置基準)

第4条 市長は、前条の規定による設置及び変更（以下「設置等」という。）の許可申請があった場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) ペット霊園の設置場所の基準

ア 公園、学校、病院その他これらに類する施設又は現に人の居住する建築物（以下「住居」という。）の敷地境界からペット霊園を設置しようとする土地の境界までが100メートル以上離れていること。ただし、施設にあっては管理責任者、住居にあっては、当該世帯の代表者全員の同意を得たときは、この限りでない。

イ 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。

ウ 河川に近接せず、水はけの悪い土地でないこと。

エ 隣接するすべての土地所有者の同意を得ていること。

(2) ペット霊園の施設の基準

ア 敷地の周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。

イ 雨水等が停滞しないように排水路を設けること。

ウ ペット霊園の規模を考慮した給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること。

エ 火葬を行う施設にあっては、火葬室及び火葬炉は、外部から見通すことができないようにすること。

オ 火葬炉には、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。

(3) 周辺地域の住民に対し、ペット霊園の設置等に関する説明会を開催していること。ただし、軽微な施設の変更を除く。

2 前項に定めるもののほか、ペット霊園の設置等に必要な関係法令の基準に適合しなければならない。

(工事の完了届)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「設置者」という。）は、ペット霊園の新設又は変更の工事が完了したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出事項が前条の設置基準に適合しているか確認するものとする。

（許可の承継）

第6条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、その地位を承継するものとする。

2 前項の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添付し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者からペット霊園の管理、運営等の状況について報告を求めることができる。

（立入検査）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員にペット霊園に立ち入り、設備、書類その他の物件を検査させ、又は設置者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善勧告）

第9条 市長は、ペット霊園が第4条の設置基準に違反していると認めるときは、当該設置者に対し期限を定め必要な改善を勧告することができる。

（改善命令）

第10条 市長は、設置者が前条の勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

（許可の取消）

第11条 市長は、設置者が偽りその他不正な手段により許可を受けていたとき、又は前条の命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

（使用禁止命令）

第12条 市長は、前条の規定により許可を取り消された者及び第3条の許可を受けないでペット霊園を設置等している者に対し、当該ペット霊園の使用禁止を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現にペット霊園を設置している者は、第3条第1項の許可を受けたものと見なす。ただし、同条第2項の規定に準じて、ペット霊園の設置に係る事項を遅滞なく届け出なければならない。